令和７年第３回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表

資　料　一　覧　表

（令和７年９月２日提出）

議　　案		件　　名	ページ
種　類	番　号		
議　案	6	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議　案	7	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議　案	8	泉南市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	11
議　案	9	泉南市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	13

議案第６号補助資料　職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
（介護休暇） 第14条　（略） ２　長期介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ３～６　（略）	（介護休暇） 第14条　（略） ２　長期介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第15条の３第１項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ３～６　（略） （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第15条の２　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年泉南市条例第７号）第24条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置 （３）　職員の育児休業等に関する条例第24条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 ２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなけれ

改正前	改正後
	ばならない。 （１）　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 （２）　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 （３）　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等） 第15条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 ２　任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（４月１日から翌年の３月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 （勤務環境の整備に関する措置） 第15条の４　任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 （１）　職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 （２）　介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 （３）　その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

議案第７号補助資料　職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第３項並びに第19条第１項及び第２項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第２条第１項、第３条第２項、第５条第２項、第７条、第８条、第10条第１項及び第２項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第３項並びに第19条第１項から第３項まで及び第５項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
（部分休業の承認） 第21条　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 ２　労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第14条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	（第１号部分休業の承認） 第21条　第１号部分休業（育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 ２　労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第14条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条の２第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （第２号部分休業の承認） 第21条の２　第２号部分休業（育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、１時間を

改正前	改正後
	単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 （１）　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 （２）　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間） 第21条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。 （育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第21条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 （１）　非常勤職員以外の職員　77時間30分 （２）　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 （育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情） 第21条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第22条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第20条に規定する勤務	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第22条　職員が育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につ

改正前	改正後
１時間あたりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第23条　第14条の規定は、部分休業について準用する。	き、給与条例第20条に規定する勤務１時間あたりの給与額を減額して支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第23条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

議案第８号補助資料　泉南市特別職報酬等審議会条例新旧対照表

改正前	改正後
（委員） 第３条　審議会は、委員10人をもつて組織し、その委員は泉南市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が任命する。 ２　（略）	（委員） 第３条　審議会は、委員10人以内をもつて組織し、その委員は泉南市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど市長が任命する。 ２　（略）

議案第９号補助資料　泉南市手数料条例新旧対照表

改正前	改正後
（徴収の時期等） 第４条　手数料は、第２条に定める事項についての申請若しくは請求があった際又は当該申請若しくは請求に係る書類の交付の際に、申請者又は請求者から現金で徴収する。 ２　（略）	（徴収の時期等） 第４条　手数料は、第２条に定める事項についての申請若しくは請求があった際又は当該申請若しくは請求に係る書類の交付の際に、申請者又は請求者から徴収する。 ２　（略）